

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第70回）議事概要

1 日 時

平成28年2月12日（金）16時00分～16時20分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、大谷 和子、川瀨 昇、関口 博正、長田 三紀、
山下 東子

（以上6名）

（2）総務省

福岡総合通信基盤局長、大橋電気通信事業部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、
秋本事業政策課長、飯村事業政策課企画官、堀内事業政策課調査官、竹村料金サ
ービス課長、内藤料金サービス課企画官

（3）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）諮問事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行に
伴う告示の制定について【諮問第3082号】

審議の結果、本件については、本審議会への諮問を要しない電気通信事業法
施行規則の一部改正案に基づき制定されるものであり、これらは密接不可分で
あることから、報道発表及び意見招請については、必要的諮問事項である当該
告示の制定も含め、一体として総務省が実施することを決定した。

【内容】

先の国会で可決成立し、昨年5月22日に公布された、「電気通信事業法等の一
部を改正する法律」（平成27年法律第26号）の施行に伴い、電気通信事業法施
行規則第22条の4の規定に基づき、禁止される行為の相手方となる電気通信事
業者を指定する告示を制定するもの。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定）について【諮問第3083号】

審議の結果、諮問された内容について意見募集を行い、提出された意見を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

接続料等規則等の一部を改正する省令の公布及び一部施行を受けた、長期増分費用方式に基づく平成28年度の接続料等の改定に係るもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧下さい。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡下さい。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・宇佐美

電 話：03-5253-5694

F A X：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp